

社会保障研究所の設立経過について

木 村 又 雄

I は し め に

社会保障研究所は、昭和 40 年（1965 年）1 月 11 日社会保障研究所法（昭和 39 年法律第 156 号）に基いて設立され、わが国はじめての社会保障に関する基礎的総合的調査研究機関として発足した。

研究所設立の趣旨については、「社会保障研究所の概要」に次のように説明されている。

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展を示し、国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整ったが、その内容をみると各種制度間に著しいアンバランスがみられるほか、経済の高度成長、地域開発の進展あるいは人口構造の変化などの諸事情に対応して、社会保障の分野に新しい課題が加わりつつあるなど今後検討を要すべき問題が少なくない。

しかしながら、わが国の社会保障に関する基礎的総合的な研究のための組織的体制は著しく立ちおくれしており、すでに社会保障制度審議会においても 1962 年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」でこの種の調査研究機関の整備を強く要請している。

研究所はこのような事情のもとにおいて、1965 年 1 月に設立され、広く経済、財政、社会、人口問題、法制等の関係専門学者を結集し、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうこととなった。

以上のように、研究所は法律に基づく特殊法人として、法令上および財政上の特別な保障のもとに、「社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、およびその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする」（研究所法第 1 条）準政府機関として設立されたわけである。以下研究所の設立経過を順を追ってふり返ってみることとする。

II 社会保障制度審議会の勧告と研究所法案

社会保障に関するこの種の調査研究機関の設置については、すでに数年前厚生省の部内で検討されたことがあったが、公的な機関によってその設置が具体的に提案さ

れたものとしては、昭和 37 年（1962 年）8 月に発表された社会保障制度審議会の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」であろう。

いうまでもなく、社会保障制度審議会は、内閣総理大臣の諮問機関として、社会保障に関する審議、調査、勧告等を行なう機関であるが、当時審議会は内閣総理大臣の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策」についての諮問にこたえて、3 年近い審議の結果をまとめ、上記の答申および勧告を発表した。もとよりこの答申および勧告には、わが国の社会保障制度の全般にわたって、その総合調整および推進のための多くの課題と新しい提案が含まれており、その考え方は政府の社会保障に関する施策面に大きな影響を与えたのであるが、とくにその第 6 章において研究所の設置の問題にふれ、次のような提案がなされたのである。

第 6 章 社会保障の組織化

「以上において、社会保障制度の総合調整について、また社会保障を各階層ごとにまたは各階層を通じて推進すべき新しい方策について述べてきたが、これを実現するためには、これにあたるすべての機関を統一し、その能率を高め、その要員を訓練することが必要である。それらの点について注意すべき事項を以下に列記する。

1 これからの社会保障には技術面の配慮が肝要である。所期の目的を達するためには、どんな方法が最も効果的か、理論と実際とをどう調和するか、これらの点について不断に工夫をおこさるべきではない。今回の諮問に対しても、本審議会は必要な資料や研究をできるだけ多くしゅう集し、審議に役立てようとしたけれども入手できたものはあまりにも少なかった。こういう点を考えて完全な社会保障制度を計画的組織的に確立するためには、まずもって有力な調査、研究機関の設置を提唱する。この機関をして社会保障のどのような方法がどのような階層に対して有効であり、どのような対象についてどのような組織で対処すべきか

について、専門的、実証的に検討させることが必要である。(2以下略)」

このような審議会の勧告に対して、政府は厚生省を中心に慎重な検討を加え、その趣旨に沿って調査研究機関の構想をまとめ、昭和39年(1964年)2月社会保障研究所法案を作成、国会に提案した。

厚生省はまず法案の国会提案に先立ち、昭和39年(1964年)1月次のような社会保障研究所法案要綱を社会保障制度審議会に諮問した。

社会保障研究所法案要綱

第1 目 的

社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とすること。

第2 総 則

- 1 社会保障研究所(以下「研究所」という。)は、法人とし、事務所を東京都に置くこと。
- 2 他の特殊法人の例にならい、研究所の定款、登記等について規定するものとする。

第3 役 員

- 1 研究所に、役員として、所長一人、理事二人及び監事一人を置き、所長及び監事は厚生大臣が、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命するものとする。
- 2 所長は、研究所を代表し、その業務を総理し、理事は、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行ない、監事は、研究所の業務を監査するものとする。
- 3 所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とすること。
- 4 役員の欠格条項、兼職禁止及び代表権の制限等について規定するものとする。

第4 業 務

- 1 研究所は、その目的を達成するため、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究、情報及び資料の収集、成果の普及等の業務を行なうものとする。
- 2 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、委託に基づいて1に掲げる業務を行なうことができるものとする。

第5 財務及び会計

- 1 研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 研究所は、毎事業年度の開始前に予算及び事業計画を作成し、厚生大臣の認可を受け、毎事業年度の終了後貸借対照表及び損益計算書を作成し、厚生大臣の承認を受けなければならないものとする。
- 3 利益及び損失の処理、借入金、余裕金の運用、給与及び退職手当の支給の基準について規定するものとする。

第6 監 督

- 1 研究所は、厚生大臣が監督するものとし、必要があると認めるときは、厚生大臣は、研究所に対してその業務に関し監督上必要な命令をし、又は報告の徴収、立入検査を行なうことができるものとする。

第7 雑 則

- 1 研究所の解散については、別に法律で定めるものとする。
- 2 厚生大臣の行なう認可、承認等に関する大蔵大臣の協議等について規定するものとする。
- 3 この法律を施行するために必要な罰則に関する規定を設けるものとする。

第8 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 研究所の設立手続について所要の規定を設けるものとする。
- 3 最初の事業年度の期間並びに予算及び事業計画の認可について、所要の経過規定を設けるものとする。
- 4 研究所について税法上の特例を設けるものとする。

これに対して社会保障制度審議会は、研究所の設置については審議会のかねての要望の趣旨にそうものとして了承し、とくにその運営に当って、研究所の権威を高め、独立性を保つよう配慮すること、また財政面についてはできるだけ早い機会に基金構想をとり入れることの2点を要望して、次のような答申を行なった。

総社発第 24 号

昭和 39 年 1 月 30 日

厚生大臣 小林武治殿

総理府社会保障制度審議会

会長 大内兵衛

社会保障研究所法案要綱について（答申）

昭和 39 年 1 月 24 日厚生省発企第 1 号で諮問のあった標記に対する本審議会の意見は次のとおりである。

記

当審議会は、かねて社会保障研究所の設置を要望してきたが、本案はその趣旨にそうものとして了承する。ただし、その運営については、研究所の権威を高め、かつ、その独立性を保つよう配慮するとともに、近い将来、相当多額の基金を持つ制度に移行させるよう予算措置を講ずることを強く要望する。

III 研究所法案の国会における審議

研究所法案は、以上のような社会保障制度審議会の答申を得て翌 2 月 18 日国会に提案され、その審議を受けることとなったが、厚生大臣は、慣例にしたがい、法案の実質的審議に先立ち、衆参両院の社会労働委員会において次のように、その提案理由を説明した。

社会保障研究所法案提案理由説明

ただいま議題となりました社会保障研究所法案について、その提案の理由をご説明申し上げます。

ご承知のようにわが国の社会保障制度は、経済の高度成長、国民生活の向上に対応して近年かなりの整備拡充が行なわれ、制度的には一応国民皆保険、皆年金の体制が確立をみるに至ったのであります。しかしながら、その内容を仔細に検討いたしますと、各種制度間に著しいアンバランスが認められるなど未だ解決を要すべき問題は少なくありません。今後西欧先進国の水準への到達を目ざして社会保障制度の計画的、合理的な発展を図るためにはすみやかに社会保障制度全般を根本的に検討することが必要となっているのであります。

一方、社会保障制度をとりまく社会的、経済的諸情勢を眺めましても、経済の成長、地域開発の進展などとともに政府の施策において社会面に対する配慮の必要性が高まっており、このような観点から社会保障に寄せられる期待もまた極めて大きなものとなりつつあるのであります。また戦後の急激な人口動態の変化に伴いまして、現在わが国人口の年齢構造の面で著しい

変化が生じつつあり、高齢人口の増加、若年労働力人口の減少などを通じてわが国の社会経済構造を大きく揺がしつつあるものでありまして、この面からも社会保障に多くの新しい任務が加えられているのであります。

以上申し述べましたように、わが国の社会保障が当面する諸問題は、極めて重大であるとともに緊急な解決が必要とされているのでありまして、このような観点から社会保障全般についての基礎的、総合的な調査研究機関の設立が特に要請される次第であります。そしてこのような調査研究機関の設立の必要性につきましては一昨年 8 月に行なわれた社会保障制度審議会の答申及び勧告におきましても強く指摘されたところであります。このような事情にかんがみまして来年度から特殊法人として社会保障研究所を設立し、社会保障に関する海外の資料を求め、先進諸国の実情を把握するとともに、経済、社会、法制等ひろく関係専門学者の力を結集し、総合的な検討を加えることといたしたいと存するのであります。

本法案におきましては、以上のような研究所設立の趣旨に基づきまして、研究所の目的やそれを達成するための業務の範囲を定めるとともに、役職員の任命など研究所の組織に関する事、予算、財務諸表その他会計の方法、厚生大臣の監督等について規定しているのであります。なお、研究所の運営につきましては、その権威を高め、かつ、その独立性を保つよう配慮し、公正中立な立場から適切な調査研究活動が行なわれまよう特に慎重を期してまいる所存であります。

以上が、この法案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重にご審議のうえ、すみやかにご決あらんことをお願いする次第であります。

ついで法案の実質的審議に入り、主として、(1)研究所を特殊法人とする理由、(2)研究所の権威および独立性の保持に対する配慮、(3)研究所の財政面における基金構想、(4)研究所と社会保障制度審議会の関係、(5)研究所の研究対象およびその範囲、(6)研究所の研究と厚生科学研究費との関係等の問題をめぐって、研究所の目的、性格等につき論議が行なわれ、また法案の内容についても詳細な審議が行なわれた。しかしながら法案の審議に当っては、与野党を通じてその趣旨に基本的に賛成の立場がうかがわれ、次のような審議経過を経て全会一致で可決されるとともに、それぞれ別紙のような付帯決議がつけられることとなった。

研究所法案審議経過

39. 2. 18 研究所法案国会提出（付託）
 2. 20 衆院社労委において提案理由説明
 3. 10 参院社労委において提案理由説明
 5. 14 衆院社労委において質疑
 5. 20 “
 5. 21 “
 5. 26 “
 “ 法案を一部修正，可決し，付帯決議を付す
 “ 衆院本会議修正可決，参院送付
 6. 16 参院社労委において質疑
 6. 25 “
 “ 法案衆院送付どおり可決し付帯決議を付す
 6. 26 参院本会議可決，成立
 7. 7 研究所法公布施行

社会保障研究所法案に対する付帯決議

(衆社労 39. 5. 26)

社会保障研究所の機能の重要性にかんがみ，政府は今後この機関の充実と研究の能率化のために更に行政的，財政的措置につき一段の努力を払うべきである。

社会保障研究所法案に対する付帯決議

(参社労 39. 6. 25)

政府は，社会保障研究所の運営にあたっては，特に左の事項を厳守すべきである。

- 1 調査研究にあたっては，いやくも政府の影響を受けるがごときことがあってはならないこと。
- 2 研究員の人選にあたっては，その職務の重要性にかんがみ，厳正中立，公正無私な学識者をもって構成すること。
- 3 本研究所は，あくまでも社会保障全般にわたる総合的調査研究機関としての機能を発揮すべきであって，極めて専門分野に属する具体的事項，たとえば医療費単価，点数の算定等については，それぞれ別の専門分野において検討されるべきであること。

右決議する。

IV 研究所の設立準備

かくして研究所法の公布施行とともに，厚生省は関係政省令の整備を図るとともに，研究所役職員の選任等着々と開設準備を進めた。

昭和 39 年（1964 年）11 月，厚生大臣は研究所の所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三を指名し，同年 12 月には研究所の監事たるべき者として慶応大学教授寺尾琢磨を指名するとともに，社会保障研究所設立委員として次の 8 名を任命した。

社会保障研究所設立委員

厚生事務次官	高 田 浩 運
大蔵事務次官	石 野 信 一
経済企画事務次官	松 村 敬 一
内閣法制次長	吉 国 一 郎
社会保障制度審議会会長	大 内 兵 衛
アジア経済研究所所長	東 畑 精 一
厚生行政顧問	長 沼 弘 毅
一橋大学教授	山 田 雄 三

ついで研究所設立委員会を開催，研究所の定款，予算等を決定し，さらに翌昭和 40 年 1 月 11 日には設立登記を完了，ここに社会保障研究所は名実ともに発足することとなったのである。

社会保障研究所設立準備経過

39. 7. 7 社会保障研究所法公布施行（法律第 156 号）
 11. 24 社会保障研究所長たるべき者として一橋大学教授山田雄三が大臣指名を受け，また設立委員として社会保障制度審議会会長大内兵衛ほか 7 名が任命された。
 12. 17 社会保障研究所設立委員会を開催し，社会保障研究所定款等を決定した。
 12. 21 社会保障研究所監事たるべき者として，慶応大学教授寺尾琢磨が大臣指名を受けた。
 12. 27 社会保障研究所定款が厚生大臣から認可された。
 40. 1. 11 社会保障研究所の設立登記を完了した。
 1. 12 社会保障研究所の開庁式を行ない，業務を開始した。